

阿南工業高等専門学校学生委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第13号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の生活指導に関する事項
- (2) 学生の身分に関する事項
- (3) プロコンに関する事項
- (4) ロボコンに関する事項
- (5) デザコンに関する事項
- (6) 人権教育に関する事項
- (7) 学生会に関する事項
- (8) 所掌事項に係る自己点検・評価に関する事項
- (9) その他学生生活に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生主事
 - (2) 副学生主事及び学生主事補
 - (3) 学年主任
 - (4) 学生課長
- 2 学生主事が必要と認める教員を、その都度委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した副学生主事がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(人権教育推進専門委員会)

第8条 委員会に、人権教育推進専門委員会を置く。

2 人権教育推進専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校学生指導委員会規程（昭和54年1月1日規程第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校プロコン対策専門委員会規則（平成16年4月1日規則第14号）は廃止する。

3 阿南工業高等専門学校ロボコン対策専門委員会規則（平成16年4月1日規則第15号）は廃止する。

4 阿南工業高等専門学校デザコン対策専門委員会規則（平成23年11月16日規則第6号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。